## 「既存のサービス事業所の届出留意事項(令和6年6月)」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容がいずれの場合も新
	12:訪問入浴介護	「介護職員処遇改善加算」	たな届出がない場合は「1:なし」
	15:通所介護	を	とみなす。
	16:通所リハビリテーション	「介護職員等処遇改善加算」	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
	2 1 : 短期入所生活介護		い要件に即して届け出を行うよう
	22:短期入所療養介護	に名称変更し	留意が必要。
	23:短期入所療養介護		
	2 A:短期入所療養介護	「1:なし」	
	3 3 : 特定施設入居者生活介護	「6:加算 」	
	27:特定施設入居者生活介護(短	「5:加算 」	
	期利用型)	「2:加算 」	
	51:介護福祉施設サービス	を	
	52:介護保健施設サービス	「1:なし」	
	55:介護医療院サービス	「7:加算」	
	62:介護予防訪問入浴介護	「8:加算 」	
	66:介護予防通所リハビリテー	「9:加算」	
	ション	「A:加算 」	
	2 4:介護予防短期入所生活介護	「B:加算 (1)」	
	25:介護予防短期入所療養介護	「C:加算 (2)」	
	26:介護予防短期入所療養介護	「D:加算 (3)」	
	2 B:介護予防短期入所療養介護	「E:加算 (4)」	
	35:介護予防特定施設入居者生	「F:加算 (5)」	
	活介護	「G:加算 (6)」	
	76:定期巡回・随時対応型訪問介	「H:加算 (7)」	
	護看護	「」:加算 (8)」	
	7 1:夜間対応型訪問介護	「K:加算 (9)」	
	78:地域密着型通所介護	「L:加算 (10)」	
	7 2 : 認知症対応型通所介護	「M:加算 (1 1)」	
	73:小規模多機能型居宅介護	「N:加算 (12)」	
	68:小規模多機能型居宅介護(短	「 P :加算 (1 3 )」	
	期利用型)	「R:加算 (1 4)」	
	3 2 : 認知症対応型共同生活介護	に変更	
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護(短期利用型)		
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施		
	設入居者生活介護		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護 )		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	7 4 : 介護予防認知症対応型通所		
	介護		
	75:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護		
	69:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護 (短期利用型)		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護 (短期利用型)		
2	11:訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	なし。
	12:訪問入浴介護	「介護職員等特定処遇改善加算」	
	15:通所介護	「介護職員等ベースアップ等支援加	
	16:通所リハビリテーション	算」	
	2 1:短期入所生活介護		
	22:短期入所療養介護	を廃止	
	23:短期入所療養介護		
	2 A:短期入所療養介護		
	3 3 : 特定施設入居者生活介護		
	27:特定施設入居者生活介護(短		
	期利用型)		
	51:介護福祉施設サービス		
	52:介護保健施設サービス		
	55:介護医療院サービス		
	62:介護予防訪問入浴介護		
	66:介護予防通所リハビリテー		
	ション		
	2 4 : 介護予防短期入所生活介護		
	25:介護予防短期入所療養介護		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	2 6 : 介護予防短期入所療養介護		
	2 B:介護予防短期入所療養介護		
	35:介護予防特定施設入居者生		
	活介護		
	76:定期巡回・随時対応型訪問介		
	護看護		
	7 1:夜間対応型訪問介護		
	78:地域密着型通所介護		
	7 2 : 認知症対応型通所介護		
	73:小規模多機能型居宅介護		
	68:小規模多機能型居宅介護(短		
	期利用型)		
	3 2 : 認知症対応型共同生活介護		
	38:認知症対応型共同生活介護		
	(短期利用型)		
	3 6 : 地域密着型特定施設入居者		
	生活介護		
	28:地域密着型特定施設入居者		
	生活介護(短期利用型)		
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施		
	設入居者生活介護		
	77:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護)		
	79:複合型サービス(看護小規模		
	多機能型居宅介護・短期利用型)		
	7 4 : 介護予防認知症対応型通所		
	介護		
	75:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護		
	69:介護予防小規模多機能型居		
	宅介護 (短期利用型)		
	37:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護		
	39:介護予防認知症対応型共同		
	生活介護(短期利用型)		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:減算
	14:訪問リハビリテーション	「高齢者虐待防止措置実施の有無」	型」とみなす。
	16:通所リハビリテーション		
	63:介護予防訪問看護	「1:減算型」	
	64:介護予防訪問リハビリテー	「2:基準型」	
	ション		
	66:介護予防通所リハビリテー	を新設	
	ション		
4	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
		「緊急時訪問看護加算」	新たな加算の届出が必要となる。
			既存届出内容が「2:あり」で、新
		「1:なし」	たな届出がない場合は「2:加算
		「2:あり」	」とみなす。
		を	(注)基本的に届出を行うよう指
		「1:なし」	導する点に留意が必要。
		「3:加算 」	
		「2:加算」	
		に変更	
5	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	63:介護予防訪問看護	「専門管理加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
_	4.0 ***	F = _ // 44-1/ // 4-/4	***
6	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
		「遠隔死亡診断補助加算」 	し」とみなす。
		[	
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		   を新設	
		(全利)取	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	13:訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	14:訪問リハビリテーション	「口腔連携強化加算」	し」とみなす。
	63:介護予防訪問看護		
	64:介護予防訪問リハビリテー	「1:なし」	
	ション	「2:あり」	
		を新設	
8	14:訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容が「3:加算Aイ」で、
		「リハビリテーションマネジメント加算」	新たな届出がない場合は「3:加算
			イ」とみなし、既存届出内容が「6:
		「1:なし」	加算A口」で、新たな届出がない場
		「3:加算Aイ」	合は「6:加算口」とみなす。
		「6:加算A口」	既存届出内容が「4:加算Bイ」
		「4:加算Bイ」	「 7:加算Bロ」で、新たな届出が
		「7:加算Bロ」	ない場合は「1:なし」とみなす。
		を	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
		「1:なし」	い要件に即して届け出を行うよう
		「3:加算イ」	留意が必要。
		「6:加算口」	
		に変更	
9	16:通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容が「3:加算Aイ」で、
		「リハビリテーションマネジメント加算」	新たな届出がない場合は「3:加算
			イ」とみなし、既存届出内容が「6:
		「1:なし」	加算AD」で、新たな届出がない場
		「3:加算Aイ」	合は「6:加算口」とみなす。
		「6:加算A口」	既存届出内容が「4:加算Bイ」
		「4:加算Bイ」	「7:加算Bロ」で、新たな届出が
		「7:加算Bロ」	ない場合は「1:なし」とみなす。
		を	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
		「1:なし」	い要件に即して届け出を行うよう
		「3:加算イ」	留意が必要。
		「6:加算口」	
		「8:加算八」	
		に変更	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 0	14:訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	16:通所リハビリテーション	「リハピリテーションマネジメント加算に係	し」とみなす。
		る医師による説明」	
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		2.0071	
		を新設	
1 1	3 1 : 居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の	新たな届出がない場合は「1:な
	3 4 : 介護予防居宅療養管理指導	「医療用麻薬持続注射療法加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
		टलावर	
1 2	   3 1 : 居宅療養管理指導	   「その他該当する体制等」欄の	   新たな届出がない場合は「1:な
	3 4:介護予防居宅療養管理指導	「在宅中心静脈栄養法加算」	し」とみなす。
		「1:なし」	
		「2:あり」	
		を新設	
1 3	16:通所リハビリテーション	 	なし。
		「5:大規模の事業所( )(病院・診療	
		所)」	
		「8:大規模の事業所( )(介護老人	
		保健施設)」	
		「B:大規模の事業所( )(介護医療	
		院)」	
		「6:大規模の事業所()(病院・診療	
		所)」     「9:大規模の事業所( )(介護老人	
		保健施設)」	
		「C:大規模の事業所( )(介護医療	
		院)」	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		を廃止	
1 4	16:通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「D:大規模の事業所(病院・診療所)」 「E:大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F:大規模の事業所(介護医療院)」 「G:大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H:大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J:大規模の事業所(特例)(介護医療院)」	「D:大規模の事業所(病院・診療所)」「E:大規模の事業所(介護老人保健施設)」「F:大規模の事業所(介護を 人保健施設)」「G:大規模の事業所(介護医療院)」「G:大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」「H:大規模の事業所(特例)(介護を人保健施設)」「J:大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
4.5		を新設	
1 5	16:通所リハビリテーション 66:介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1:減算型」	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。
		「2:基準型」	
1 6	21:短期入所生活介護22:短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「併設本体施設における介護職員等	(注)要件の見直しを踏まえ、新し い要件に即して届け出を行うよう
	23:短期入所療養介護 2A:短期入所療養介護 24:介護予防短期入所生活介護	特定処遇改善加算 の届出状況」 を 「併設本体施設における介護職員等	留意が必要。
	25:介護予防短期入所療養介護 26:介護予防短期入所療養介護	・ 併設本体施設にありるが護職員等処遇改善加算 の届出状況」	
	2 B:介護予防短期入所療養介護	に名称変更	

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 7	63:介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の	「3:加算」に該当する場合は、
		「緊急時介護予防訪問看護加算」	新たな加算の届出が必要となる。
			既存届出内容が「2:あり」で、新
		「1:なし」	たな届出がない場合は「2:加算
		「2:あり」	」とみなす。
		を	(注)基本的に届出を行うよう指
		「1:なし」	導する点に留意が必要。
		「3:加算 」	
		「2:加算 」	
		に変更	
1 8	66:介護予防通所リハビリテー	「その他該当する体制等」欄の	なし。
	ション	「運動器機能向上体制」	
		を廃止	
1 9	66:介護予防通所リハビリテー	「その他該当する体制等」欄の	(注)要件の見直しを踏まえ、新し
	ション	「選択的サービス複数実施加算」	い要件に即して届け出を行うよう
		を	留意が必要。
		「一体的サービス提供加算」	
		に名称変更	